

やまびこ

vol.62
2023.03

まちとむら 未来をひらく 広域連合
南部町 伯耆町 日吉津村



- 令和5年度予算の概要…………… 2
- 生活支援体制整備事業…………… 3
- 心に寄り添う介護の仕事／
介護職員初任者研修の補助をしています！…… 4
- 認知症初期集中支援チーム／
介護相談員を募集しています！…………… 5
- <地域包括支援センターだより>
知って防ごう！高齢者の虐待…………… 6・7
- 住み慣れた我が家で暮らしたい／
介護保険料還付金サギに注意！…………… 8

南部箕蚊屋広域連合 令和5年度予算

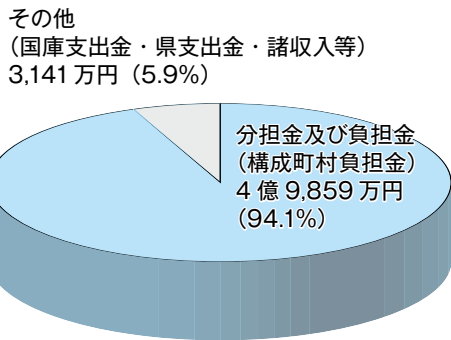
2月20日に開かれた南部箕蚊屋広域連合議会2月定例会で令和5年度の一般会計、介護保険事業特別会計予算が可決されました。



一般会計

総額 5億3,000万円（前年度対比 500万円の増額）

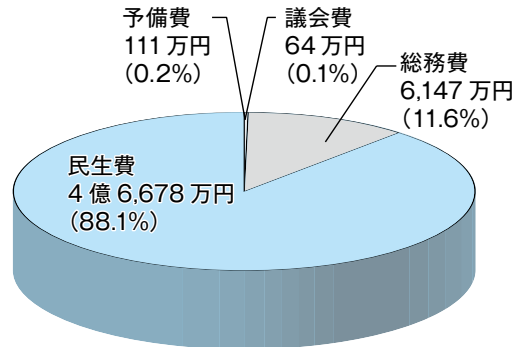
歳入



主なものは、構成町村からの負担金です。特別会計への繰出金の増加により、前年度に比べ0.8%増の4億9,859万円を計上しています。

また、低所得者の介護保険料を軽減するための公費を国庫支出金、県支出金、構成町村負担金に計上しています。

歳出

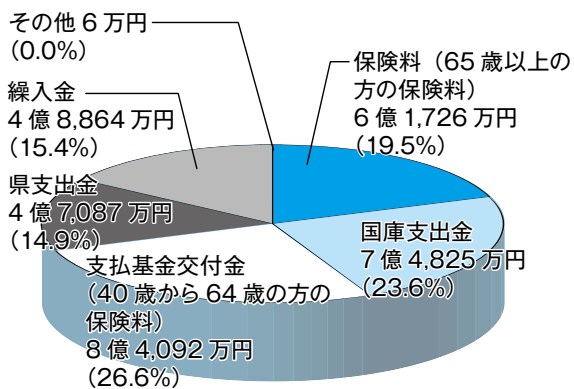


主なものは民生費で、そのうち介護保険事業特別会計繰出金4億4,715万円です。その他に地域包括支援センター職員の人件費や、事業所が行う低所得の利用者の利用料軽減についての補助金などを計上しています。

介護保険事業特別会計

総額 31億6,600万円（前年度対比 6,100万円の増額）

歳入

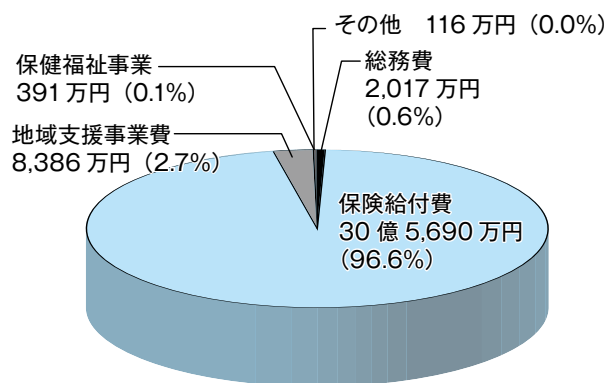


歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金などです。

保険料は、第8期事業計画に基づいた収入を見込み、前年度に比べ0.3%、180万円減を見込みました。

国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金は、介護給付費負担金の増額を見込み、前年度に比べ合計で5.1%増の20億6,004万円となりました。

歳出



保険給付費は、事業計画に基づき、前年度と比べ2.1%増の30億5,690万円を見込みました。

保険給付費の主な内訳は、要介護認定を受けた方が介護保険サービスを利用されたときの費用28億1,831万円、低所得者の入所サービスの食費等の負担を軽減するための費用8,826万円などです。

また、地域支援事業費は、一般介護予防事業費の増額を見込み、前年度に比べ1.0%増の8,386万円を見込みました。

生活支援体制整備事業～広域連合管内の取り組み～

生活支援体制整備事業とは？

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域における課題を把握し、課題に対して支援体制の充実・強化につなげていくための取り組みを行う事業です。

広域連合管内の取り組み

～南部町～

南部町では今年度、協議体（生活支援体制を考える会）を2回開催しています。介護予防に焦点をあて、高齢になっても元気に過ごしていただくためにはどうすれば良いか？を話し合っています。

南部町は「いきいき100歳体操」に取り組んでおり、現在48か所の拠点で実施されています。今後も拠点を増やし、町内の皆さんの身近な運動の場、交流の場、楽しみ場の場として長く利用していただけるようにしたいです。また、近隣の皆さんが協力しあって参加できる健康づくりの拠点としても広げていきたいです。



介護予防の取り組みについて話し合っている様子

～伯耆町～

伯耆町では大山のふもとにある別荘地の定住者が増える中、数年前から『移住者支援』という地域課題が挙がっていました。

この課題に対して、高齢化する移住者がこれからも安心して暮らすことができるよう、別荘地の管理事務所や伯耆町社会福祉協議会と連携し、移住者同士の交流や健康増進を意識した「通いの場」を開催しました。「通いの場」では、新聞紙を使ったレクリエーションとeスポーツ体験で交流を深めました。

今後は、集落運動教室や百歳体操などを定期的に開催できるよう支援していく予定です。



管理事務所のスペースを活用してeスポーツに挑戦する様子

～日吉津村～

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、生活課題の把握、その課題を解決していくための話し合いを行っています。

高齢者の様子の把握と協力者を増やすことを目的に、昨年に引き続き社協と住民の方とで一緒に支え愛訪問を行いました。

車の免許返納後の外出のしにくさ、独居の方は、ゴミ出しなどちょっとした生活の困りごとや不安がある様なので、支援体制に向けて色々な方と協力して取り組んでいきたいと思います。



支え愛訪問でささやかなプレゼントを渡しながらかお話をしている様子

心に寄り添う介護の仕事

今後ますます必要とされる介護職員。そんな介護の仕事と魅力についてご紹介します！

Q. どんな資格・仕事があるの？

介護職員初任者研修修了

補助あり

生活援助（掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助）や、身体介護（食事、入浴、排せつなどの介助）を行うことができる資格です。

未経験の人でも、介護についての基本的な知識や技術が身につきます。

研修受講費の一部補助もあります。（詳細については、下部をご覧ください。）

訪問介護員（ホームヘルパー）

介護職員初任者研修の修了者は従事することができます。

在宅で生活している利用者の自宅に訪問し、生活援助や身体介護といった介護サービスを行います。



介護支援専門員（ケアマネジャー）

利用者の状態に適した介護サービス等の提供計画（ケアプラン）を作成する仕事です。介護施設だけでなく、地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所*でも活躍できます。

*要介護者が自宅で介護サービス等を受けながら、生活できるよう支援する事業所のこと



福祉用具専門相談員

利用者が適切な福祉用具（車いすなど）を使用できるようにアドバイス・相談受付する仕事です。

利用者やその家族、担当の介護支援専門員と相談し、適切な福祉用具を選定します。



実際に介護の職場で仕事をしている方に聞きました！

大切にしたい気持ち

ある日の訪問先、利用者さんのオムツ交換で布団をめくると、手のひらにつじの花を持たれていて大変ビックリしたことがあります。その様子を側で見ておられたご主人が、「綺麗だろ？今朝、庭先で咲いていたから、見せてやろうと思って手に持たせてやったんだ」と話されました。

その利用者さんは、話すことができないため返事こそされませんが、とても穏やかな表情をされていました。お二人の光景は今でも鮮明に覚えています。

介護の仕事は、知識や技術、経験も必要なことですが、あの時に感じた「相手を想う気持ち、寄り添う気持ちを持つこと」の大切さを心に留めながら、私たちヘルパーを待ってくださるご家庭に訪問させていただきます。

伯耆町社会福祉協議会 溝口訪問介護事業所 米原 習子さん

介護職員初任者研修の補助をしています！

南部箕蚊屋広域連合では、南部町、伯耆町、日吉津村に住所を有する方が、鳥取県が指定した研修事業所の開催する介護職員初任者研修を受講し修了証書の交付を受けた場合、その研修の受講費の自己負担額の一部を補助します。

■補助対象額：自己負担額と10,000円（令和5年度は20,000円）を比較して、いずれか少ない額

■申請方法：初任者研修修了証の交付を受けた日の翌日から起算して1か月以内に、申請書に必要な書類を添えて提出してください。

■申込・問合せ先：南部町役場法勝寺庁舎内 南部箕蚊屋広域連合 事務局 電話 0859-39-6222

認知症初期集中支援チーム

～認知症でお困りの方、一人で抱えずご相談ください～



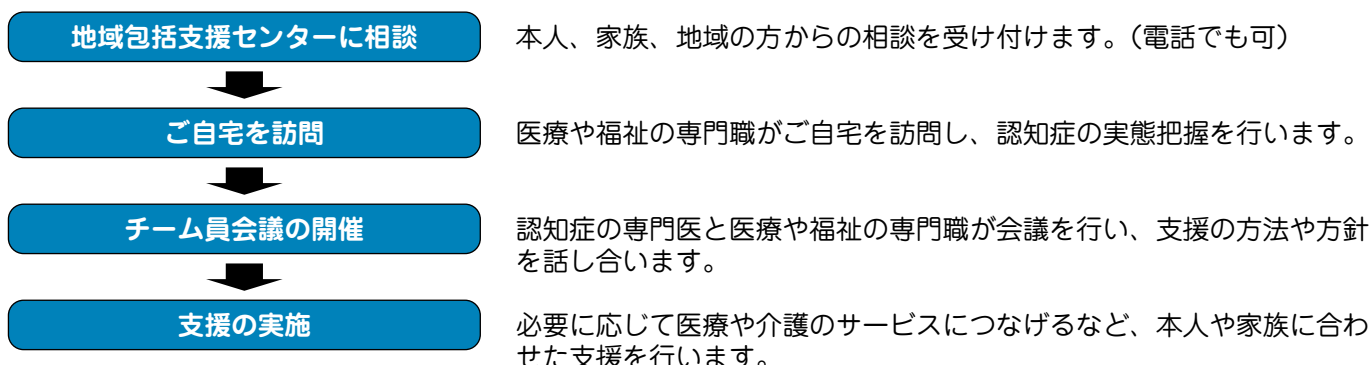
○認知症初期集中支援チームとは？

認知症は、早期発見・早期治療により、症状の改善や進行をゆるやかにすることが可能な場合があります。「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の方（疑いのある方）やそのご家族に早期に関わることで、適切な医療や介護などのサービスによる支援を目指します。また、チーム員は認知症の専門知識をもつ医療や福祉の専門職と、認知症サポート医（認知症の方の診察に習熟した医師）で構成されています。

○支援の対象となる人は？

40歳以上の自宅で生活している認知症の方（疑いがある方）が対象です。
認知症の症状などでお困りの方は、まずお住まいの地域包括支援センターへご相談ください。

○支援の流れ



お気軽に、お住まいの地域包括支援センターにご相談ください！

南部地域包括支援センター

南部町役場健康福祉課内
（健康管理センターすこやか）
電話 0859-66-5524

伯耆地域包括支援センター

伯耆町役場健康対策課
生活相談室内
電話 0859-68-4632

日吉津地域包括支援センター

日吉津村役場
福祉保健課内
電話 0859-27-5952

介護相談員を募集しています！

南部箕蚊屋広域連合では介護相談員として活動いただける方を募集しています。

■業務内容

月2回程度、介護サービス事業所を訪問して、サービス利用者やその家族の方の疑問や不安などの相談に応じ、相談内容を南部箕蚊屋広域連合と介護サービス事業所に伝えていただきます。また、2か月に1回開催される連絡会や研修会に参加していただきます。

■応募条件

1. 南部町、伯耆町、日吉津村にお住まいの方で、介護に関心があり、介護相談員の活動に3年程度従事いただける方。
2. 介護サービス事業所等まで自分で移動できる方
3. 介護相談員の研修に参加できる方（大阪での養成研修5日間、現任研修2日間）

■応募方法

市販の履歴書に必要事項を記入し、介護相談員希望と明記して、ご提出ください。
〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377番地1 南部町役場法勝寺庁舎内
南部箕蚊屋広域連合事務局 電話 0859-39-6222 FAX 0859-39-6223

新しい介護相談員です！



篠田栄子さん（伯耆町）

令和4年11月から、新たに1名の介護相談員を迎え、現在9名で介護サービス事業所を訪問し相談活動を行っています。

知って防ごう！高齢者の虐待

近年、高齢者の人権を侵害する高齢者虐待が増え、社会的に問題となっています。介護者にとっては、長年の介護に疲れきり、追い詰められて虐待に至ることもあります。また、介護を一所懸命に取り組むあまり、怒鳴ったり、手をあげたりするなど、無意識のうちに虐待に陥っている場合も少なくありません。

○このような行為は虐待です

身体的虐待

- たたく、つねる、殴る、蹴る
- ベッドに縛り付ける
- 無理やり食べ物を口に入れる
- 意図的に薬を過剰に与える など



介護や世話の放棄・放任

- 入浴しておらず異臭がする
- 食事を十分に与えない
- 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- 必要な医療や介護サービスを制限する など



心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる
- 悪口を言う、無視する
- 侮辱を込めて子どものように扱う など



経済的虐待

- 年金・預金を勝手に使う
- 生活に必要なお金を使わせない、渡さない など

性的虐待

- 排泄の失敗に対し、懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 本人が嫌がる性的な行為をする など

○介護者の方へ

一人で、または家族だけで介護を頑張りすぎていませんか？

高齢者虐待は決して特別なことではなく、皆さんの身近にも起こりうることです。誰にも相談できずに負担を抱え込み、介護疲れやストレスによって、気がつかないうちに虐待に発展してしまうことがあります。相談したりサービスなどを活用することで、介護負担を減らすことが大切です。

○地域のみなさまへ

高齢者の虐待防止、早期発見には

地域の見守り・気づき・助け合いが必要です！

ご近所で気になる高齢者や介護をしている方がおられたら、見守りやお声かけをお願いします。また困っている方に地域包括支援センターへの相談を勧めてください。

高齢者や介護している方が孤立しないよう、声をかけあい、日常的なあいさつを交わし、仲間づくりをおこなうことで虐待の予防につながります。

○虐待かな？と感じたら通報または相談を！

「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律）」では、虐待を受けた（受けている）と思われる高齢者を発見した人は、速やかに市町村に通報しなければならない、と定められています。

身近な人の気づきが虐待の深刻化を防ぐことができます。また、虐待を受けている人を守るとともに、虐待をしている人を救うことにもなります。虐待かな？と感じたら、些細なことでも構いませので、速やかに虐待の相談窓口へ連絡してください。（通報者の秘密は守られます）

高齢者虐待の早期発見のためのチェックリスト

●高齢者のサイン

- 体に不自然なあざや傷、やけどの跡などが頻繁にみられる。
- 急におびえたり、わずかなことに怖がったりする。
- 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある。
- 居住する家が極端に不衛生になっている、または異臭がする。
- 寝具や衣類が汚れたままになっていることが多い。
- 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）の訴えがある。
- 明らかに年金などの収入があるにもかかわらず、「お金がない」と訴える。
- 近所付き合いがなく、訪問しても本人に会えない、または嫌がられる。
- 何を聞いても「いいよ、いいよ」と言い遠慮し、諦めの態度が見られる。 など



●介護者のサイン

- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばしている。
- 高齢者に対し、過度に乱暴な口のきき方をする。
- 家から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴などが聞こえる。
- 高齢者に面会させない。 など



～困った時、悩んだ時、気になった時はこちらにご相談ください～
（相談者の秘密は守られます。）

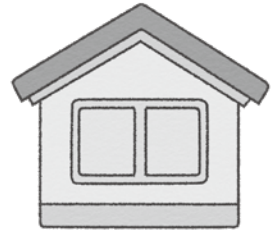
【お問い合わせ先】

南部町
健康福祉課
南部地域包括支援センター
電話 0859-66-5524

伯耆町
健康対策課生活相談室
電話 0859-68-5535
伯耆地域包括支援センター
電話 0859-68-4632

日吉津村
福祉保健課
日吉津地域包括支援センター
電話 0859-27-5952

住み慣れた我が家で暮らしたい



介護認定の要介護（要支援）を受けている方が自宅で自立した生活ができるように、福祉用具の購入費やレンタル、住宅改修費の支給などのサービスがあります。詳しくは介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターへご相談ください。

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

（要支援1・2、要介護1の人は原則として★のみの利用となります。）

対象の福祉用具（一部掲載）

- 車いす
- 特殊寝台（介護ベッドなど）
- 歩行器★
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- 認知症老人徘徊感知機器 など



福祉用具購入費の支給

申請が必要です！

入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入にかかる費用について支給限度基準額内で支給します。

対象の福祉用具

- 腰掛便座（ポータブルトイレなど）
- 入浴補助用具（入浴いすなど）
- 簡易浴槽
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- 自動排泄処理装置の交換可能部品

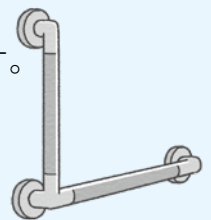
住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。支給限度額は20万円が上限で、その1～3割が自己負担となります。

対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消 など

事前に申請が必要です！



還付金サギに注意！ATMで還付金はもらえません

「ATMで還付金の手続きができる」等の電話は詐欺です！

介護保険料の還付金のご案内は必ず事前に文書（郵送）で行っています。

書類の提出をいadakらずに還付金の支払いを行うことは、絶対にありません。

不審な電話があった場合は、慌てずにいったん電話を切り、

南部箕蚊屋広域連合か各町村の

介護保険担当課へお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

- ◆南部町健康福祉課 電話：66 - 5524
- ◆日吉津村福祉保健課 電話：27 - 5952
- ◆伯耆町健康対策課 電話：68 - 5535
- ◆南部箕蚊屋広域連合 電話：39 - 6222